



県道 朝日宇奈月線	下新川郡朝日町道下字西川原1293番2から 下新川郡朝日町道下字南川原1331番2まで	新川土木センター 入善土木事務所
県道 黒部宇奈月線	黒部市三日市字桜枝3470番7から 黒部市三日市字桜枝3479番1まで	新川土木センター 入善土木事務所
県道 若栗生地線	黒部市飯沢 223番5から 黒部市飯沢 231番3まで	新川土木センター 入善土木事務所
県道 入善朝日線	下新川郡朝日町元屋敷字大和倉1950番6地先から 下新川郡朝日町宮崎字上ノ山 149番27地先まで	新川土木センター 入善土木事務所
一般国道 415号	富山市中田2丁目59番10から 富山市下飯野字馬塚7番2まで	富山土木センター
一般国道 472号	富山市八尾町石戸字浄円 799番地先から 富山市八尾町石戸字浄円 806番地先まで	富山土木センター
一般国道 472号	富山市八尾町石戸字浄円 872番2地先から 富山市八尾町石戸字浄円 798番地先まで	富山土木センター
一般国道 472号	富山市婦中町千里 994番4から 富山市婦中町千里 989番3まで	富山土木センター
県道 富山港線	富山市蓮町3丁目 124番2から 富山市蓮町1丁目7番2まで	富山土木センター
県道 富山環状線	富山市中田2丁目59番10から 富山市下飯野字馬塚7番2まで	富山土木センター
県道 下瀬小倉線	富山市婦中町千里1045番4から 富山市婦中町千里 989番3まで	富山土木センター

県道 富山立山魚津線	中新川郡上市町郷柿沢 579番2から 中新川郡上市町郷柿沢 417番まで	富山土木センター 立山土木事務所
県道 富山立山公園線	中新川郡立山町下田 226番3から 中新川郡立山町下田 227番3まで	富山土木センター 立山土木事務所
県道 富山立山公園線	中新川郡立山町田添56番から 中新川郡立山町田添字中屋敷田54番4まで	富山土木センター 立山土木事務所
県道 立山水橋線	中新川郡立山町宮路字下田 266番1から 中新川郡立山町宮路字天池63番1まで	富山土木センター 立山土木事務所
県道 新湊庄川線	射水市松木 740番2から 射水市松木 740番2まで	高岡土木センター
県道 高岡小杉線	射水市宿屋8番2から 射水市上野 408番4まで	高岡土木センター
一般国道 415号	氷見市大野字中 857番3から 氷見市大野字中 818番3まで	高岡土木センター 氷見土木事務所
一般国道 156号	南砺市利賀村栃原字下山31番1から 南砺市利賀村栃原字下山43番まで	砺波土木センター
一般国道 156号	砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬66番3から 砺波市庄川町小牧字矢ヶ瀬67番5まで	砺波土木センター
一般国道 304号	南砺市荒木3001番1から 南砺市荒木3001番1まで	砺波土木センター
一般国道 304号	南砺市荒木30番から 南砺市高宮32番5まで	砺波土木センター

一般国道 304号	南砺市高宮3001番1から 南砺市高宮3001番2まで	砺波土木センター
一般国道 304号	南砺市荒木5526番3から 南砺市荒木3001番1まで	砺波土木センター
一般国道 304号	南砺市下梨字馬駐場2147番から 南砺市下梨字馬駐場2147番まで	砺波土木センター
一般国道 359号	砺波市正権寺字庄山谷5092番4から 砺波市正権寺字庄山谷5092番4まで	砺波土木センター
県道 砺波福光線	南砺市荒木5460番3から 南砺市荒木5454番2まで	砺波土木センター
県道 高岡庄川線	砺波市柳瀬1605番から 砺波市久泉1031番まで	砺波土木センター
県道 福光福岡線	南砺市岩木 794番から 南砺市岩木 794番まで	砺波土木センター

## 2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

## 3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 4 占有の制限の開始の期日

令和5年12月15日

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年12月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
富山県立志貴野高等学校空調機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日  
令和5年10月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
大和リース株式会社 大阪府中央区農人橋二丁目1番36号
- 5 落札金額  
148,500,689円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和5年9月13日

**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により

次のとおり公示する。

令和5年12月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

電子計算組織（高等学校11校、特別支援学校5校） 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和5年10月10日

4 落札者の氏名及び住所

三谷産業株式会社 石川県金沢市玉川町1番5号

5 落札金額

85,047,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和5年9月6日

**保安林の立木の伐採に係る皆伐面積の限度について**

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和5年12月1日

富山県知事 新 田 八 朗

単位区域名	保安林の種類	皆伐の面積の限度（ヘクタール）
小 川	水源かん養保安林	174.96
	土砂流出防備保安林	267.82

黒部川	水源かん養保安林	291 00
	土砂流出防備保安林	1,111 34
片貝川	水源かん養保安林	260 72
	土砂流出防備保安林	427 63
早月川	水源かん養保安林	220 04
	土砂流出防備保安林	231 64
常願寺川	水源かん養保安林	391 88
	土砂流出防備保安林	553 80
神通川	水源かん養保安林	648 50
	土砂流出防備保安林	506 60
	干害防備保安林	5 92
庄川	水源かん養保安林	280 94
	土砂流出防備保安林	1,026 09
城端地区	水源かん養保安林	143 97
	土砂流出防備保安林	51 36
小矢部	水源かん養保安林	373 89
	土砂流出防備保安林	48 74
氷見地区	水源かん養保安林	15 46
	土砂流出防備保安林	3 62
計	水源かん養保安林	2,801 36
	土砂流出防備保安林	4,228 64
	干害防備保安林	5 92
合計		7,035 92

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1

項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年12月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ウエルシア・セリア黒部沓掛店 黒部市荻生4423番1 外16筆

2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

3 店舗において小売業を行う者 ウエルシア薬局株式会社、株式会社セリア

4 新設の日 令和6年4月18日

5 店舗面積の合計 1,850㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物北側・西側／157台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北側／17台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物内西側 ほか1箇所／62㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物西側 ほか1箇所／19.35m<sup>3</sup>

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ウエルシア薬局株式会社／24時間、株式会社セリア／午前9時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所／敷地東側2箇所・西側2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

8 届出の日 令和5年11月21日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和5年12月1日から令和6年4月1日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

## 富山県議会ペーパーレス会議システムサービス調達業務に係る条件付き一般競争入札の実施

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告します。

令和5年12月1日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達業務の名称及び数量

富山県議会ペーパーレス会議システムサービス調達業務 一式

- (2) 調達業務等の機能、性能等

入札説明書による。

- (3) 調達期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

- (4) 調達業務の実施場所

富山県議会事務局が指定した場所又は受注者の申請により同局が認めた場所

### 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県内に本店又は営業所等を有する者であること。ただし、営業所等は、当該営業所等の代表者に見積り、契約等に関する一切の権限が委任されている

者であること。

- (3) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、入札参加申込書の提出期限の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書（様式1）及び入札説明書で定める書類を4の(2)に掲げる期限までに4の(1)に掲げる場所に、持参又は郵便（提出期限までに必着のこと。）で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和5年12月18日（月）までに通知するものとする。この通知において、入札参加資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

### 4 入札参加申込書及び入札説明書等

- (1) 入札参加申込書及び入札説明書で定める書類の提出場所及び問い合わせ先  
（この公告に関する事務を担当する室課の名称）  
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
富山県議会事務局総務課  
電話 076-444-3405（直通）
- (2) 入札参加申込書及び入札説明書で定める書類の提出期限  
公告の日から令和5年12月11日（月）午後5時15分まで  
ただし、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）に4の(1)の担当部署

に提出すること。

(3) 入札説明書等の配布

令和5年12月1日（金）から、入札説明書等を富山県ホームページ「入札情報」（下記URL）からダウンロードすること。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/koukokukekka/koukoku.html>

5 入札・開札の日時、場所

(1) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和5年12月21日（木）午前10時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県議会議事堂 3階 中会議室

(2) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3の(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを必ず持参すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、3の(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ、郵便書留により、令和5年12月20日（水）午後5時15分までに4の(1)の担当部署に必着するよう行わなければならない。

6 入札の方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

入札説明書による。

8 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3の(3)により入札参加資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書を受けていない者のした入札。
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札。
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札。

#### 10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 開札は、原則として入札参加者又は、その代理人の全員の立ち会いのもとで行う。郵便による入札書の提出を行った者で、開札に立ち会いできない者は、開札日の前日までに、契約担当者に届け出るものとする。開札に立ち会わない入札参加者があるときは、開札に本件入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札をする。
- (5) 再度の入札をする場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に記載する日時に、入札の場所で開札の立ち会いをしていない者は、第2回目以降の入札には参加できないものとする。
- (6) 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとし、再度の開札に立ち会わない入札参加者又はその代理人は、再度の入札を辞退したものとみなす。再度の入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

#### 11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する

る言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

- (3) 公告又は入札説明書等に関する質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページ「入札情報」（下記 URL）に掲載し公表する。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/ekimu/koukokukekka/koukoku.html>

---

